

工業用水道事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について

6 立 第 1 9 5 4 号

平成 6 年 9 月 3 0 日

通 商 産 業 大 臣

最終改正 2 0 1 7 0 3 0 2 地第 3 号

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

工業用水道事業法（昭和 3 3 年法律第 8 4 号。以下「法」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律 8 8 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準、第 6 条の規定による標準処理期間及び第 1 2 条第 1 項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

第 1 申請に対する処分

1. 審査基準

(1) 法第 3 条第 2 項の規定による地方公共団体以外の者の営業許可

法第 3 条第 2 項の規定による地方公共団体以外の者の営業許可に係る基準については、法第 5 条に定められているとおりであるが、その審査基準は以下のとおりとする。（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 2 条第 6 項で規定する公共施設等運営事業（以下単に「公共施設等運営事業」という。）の実施に係るものを含む。）。

- ① 「需要に適合する」とは、現在及び将来において工業用水道事業にとって十分な需要が存在すると認められることをいう。水源が量的に限られているためその給水能力が必ずしもその地域における一般の需要に応ずることができないような場合にも、その給水能力に見合う需要が現に存在している限り、この要件に合致するものとする。なお、需要とは、支払能力ある需要のことであるから、水の料金が甚だしく高くなって需要者の負担に耐えられないような場合は需要に適合しないものとされる。
- ② 「計画が確実である」とは、その工業用水道事業の計画が確実に実施し得るものと認められることをいう。すなわち、給水計画、資金計画、収支見積等が確実であること、水利権の許可等必要な行政庁の許可、関係者の承諾などが確実に得られる見通しがあることなどである。なお、工業用水道に公共用消火せんの設置が期待される場合等には、関係庁と十分な連絡がとられるべきであり、これらの点についての検討も含まれる。
- ③ 「工事設計が第 1 1 条に規定する施設基準に適合する」とは、工事設計が法第 1 1 条に規定する施設基準に照らして、ア. 工業用水の安定した供給を確保するに足る技術的な確実性を有し、かつ、イ. 施設の位置、配列等が効率的であり、その経済性について充分考慮が払われているものであると認められる場合をいう。

④ 「その他その工業用水道事業の開始が工業の健全な発達のため必要であり、かつ、適切である」とは、その地域において工業の発展を図ることが国民経済的に適切であること、給水区域及び給水能力の定め方がその地域における工業用水の現在及び未来の需要を充分考慮したものであること等をいう。また、その工業用水道事業による工業用水の供給の内容、例えば、料金等が工業の健全な発達を図るため適切なものであることも含まれる。

(2) 法第6条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の給水能力等の変更の許可
法第6条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の給水能力等の変更の許可については、同条第3項において法第5条の規定を準用していることから、当該変更許可の審査基準に関しては上記(1)を準用するものとする。(公共施設等運営事業の実施に係るものを含む。)

(3) 法第9条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の事業の休止及び廃止の許可

法第9条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の事業の休止及び廃止の許可に係る基準については、法第9条第3項に定められているとおりであるが、その審査基準は次のとおりとする。(公共施設等運営事業の実施に係るものを含む。)

① 「全部又は一部を休止し、又は廃止」とは、字句的には、全部の休止又は廃止と一部の休止又は廃止の両者をいうが、一部の廃止は事業の変更となるから第6条の規定により許可を受けなければならないが、この場合重ねて本条の規定による許可を受ける必要はない。事業の「廃止」とは、休止と異なり、永続的にその事業を営む意志がなくなり、施設の売却、撤去等によってそれが客観的に判別できる場合をいい、事業の譲渡も含まれる。「休止」とは、その業務を一定期間休むことで、将来の再開を予定している点で廃止と異なる。

② 休止又は廃止の許可を受けるべき範囲は、法第4条第1項第2号から第4号までに掲げるところである。

③ 「公共の利益が阻害されるおそれ」とは、その休止又は廃止によって工場の操業停止等の事態をもたらし、工業生産の発展に看過し難い影響を及ぼす場合等をいう。

(4) 法第17条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者が定める供給規程の認可(変更も同様)

法第17条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者が定める供給規程の認可(変更も同様)の基準は、法第17条第3項に定められているとおりであるが、その審査基準は次のとおりとする。(公共施設等運営事業の実施に係るものを含む。)

① 「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものである」とは、料金算定の基礎が、能率的な経営を前提とし、妥当な方法によって算定された適正な原価におかれなければならないことを意味する。すなわち、料金は、単なる原価主義ではなく、非能率的な経営が行われている場合には必ずしも原価が料金算定の基礎とはならない。この意味で、この規程は、料金の適正化を根拠にその経営の能率化をも要求するものである。

この場合において「原価」とは、施設の償却費、維持管理費、支払利息その他の費用のほか、適正な利潤をも考慮して定められることとなる。料金は、この適正原価を基準として定められなければならないが、それは、必ずしも単一料金である必要はなく、不当に差別的でない限り、

工業用水道の布設費用及びこれに対する使用者の負担した負担金の額等によって使用者を区分し、その区分ごとに定めることも差し支えない。

② 「工業用水道事業者及び使用者の責任に関する事項」とは、給水の開始、停止、廃止及び制限、並びに使用量の認定、工業用水の水質、末端における水圧等に関する事項等をいう。

③ 供給規程以外の供給条件によって供給することについては、特に明文の規定はないが、工業用水道事業者が一般の需要に応じて工業用水道によって工業用水を供給する場合には、この供給規程によらなければならないのは、もちろんである。

(5) 工業用水道事業法施行令第1条ただし書の規定による工業用水道事業者が供給する工業用水の水質の測定事項の免除の承認

工業用水道事業法施行令（以下「施行令」という。）第1条ただし書の規定による工業用水道事業者が供給する工業用水の水質の測定事項の免除の承認に係る審査基準は、次のとおりとする。（公共施設等運営事業の実施に係るものを含む。）。

① 原水を工業用水として供給する工業用水道であって、当該原水の水質が、施行令第1条第4号から第8号に掲げる事項について供給規程に定める水質の基準又は工業用水道供給水質基準（昭和46年3月工業用水協会工業用水水質基準制定委員会制定）に照らし、支障ないと認められるものであること。

② 当該事項についての測定を行わないことにつき受水者の同意が得られていること。

2. 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

処分名	標準処理期間
法第3条第2項の規定による地方公共団体以外の者の営業許可	40日
法第6条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の給水能力等の変更の許可	30日
法第9条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の事業の休止及び廃止の許可	40日
法第17条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者が定める供給規程の許可（変更も同様）	40日
施行令第1条ただし書の規定による工業用水道事業者の義務である水質測定事項の免除の承認	15日

第2 不利益処分

1. 処分の基準

法第10条第1項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の事業の許可の取り消し

法第10条第1項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の事業の許可の取り消しの処分基準は、次のとおりとする。

なお、本条の規定により許可の取り消しが行われると、事業の開始又は再開は不可能となり、もし、事業を開始したときには、法第3条第2項違反となる。

① 「事業を開始」するとは、事業の一部の開始（一部給水の開始）をもって足りる。取り消し得るべき場合を「3年以内にその事業を開始しないとき」としたのは、工業用水道の布設に要する通常の期間を考慮して定めたものである。

② 「正当な理由」とは、当初の資金調達計画がやむを得ない事情により変更された場合、不測の事態の発生によって布設工事が遅延することとなった場合等である。

2. その他

(1) 法第10条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の事業の許可の取り消しについては、同条に取り消しの基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(2) 法第18条第1項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の供給規程に関する命令については、同条に取り消しの基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(3) 法第18条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の供給規程に関する処分については、同条に取り消しの基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。